

## プロポーザル方式の説明書

茨城県の「(仮称) 神栖特別支援学校新築工事基本・実施設計」委託業務にかかる公示に基づく手続き等については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

令和5年10月10日

### 1 業務の概要

(1) 業務名 第05-12-137-0-091号  
(仮称) 神栖特別支援学校新築工事基本・実施設計委託

#### (2) 業務の目的・背景

鹿行地域で唯一の特別支援学校である県立鹿島特別支援学校は、特に神栖市内からの通学に相当の時間を要し、なかでも波崎地区から通学する児童生徒の通学距離は、最長約40キロメートルと長く、今以上の通学時間の短縮が困難となっている。

そこで、神栖市内の児童生徒の通学距離と通学時間の短縮を図り、通学に係る児童生徒の心身の負担を軽減するため、神栖市の概ね中央部に位置する若松運動場隣接地(神栖市須田地内)に新たな特別支援学校を設置することとした。

新設校は、神栖市内を通学区域として、小学部、中学部、高等部からなる、概ね児童生徒数150人規模の知的障害特別支援学校とし、2027年4月の開校を目標として整備を進める。

プロポーザルに当たっては、重複障害を含めた児童生徒の教育的ニーズに対応した適切な指導ができる環境、児童生徒が伸び伸びと学べる環境を実現できるよう、様々な提案を広く求めるものである。

#### (3) 業務内容

特別支援学校の新設整備における校舎棟(延べ面積6,400㎡程度)及び体育館(延べ面積800㎡程度)の新築(外構整備を含む)に係る基本・実施設計業務。

委託業者の選定方法については、既存施設との関連性に配慮した配置、建物の構成、コスト縮減等に関し、合理的な設計提案を求める観点から、プロポーザル方式を採用する。

#### (4) 施設整備の方針

##### ① 特別支援教育の専門性を生かした特色ある学校づくり

- 児童生徒一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実を図り、児童生徒の持つ能力や可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加をめざした「生きる力」を育み、身体的・精神的・社会的に調和の取れた人格の形成を図る。
- 一人一人の教育的ニーズに対応した教育や、地域での豊かな生活や卒業後の就労につながるよう、早期から卒業後を見据えて福祉や労働と連携を図る。
- 地域の幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の障害のある幼児児童生徒への教育的支援を行うため、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実した学校とする。

- コミュニティスクールとして、地域での学習活動・就業体験や、地域の特徴を生かした教育内容など、地域と密着した教育活動を行うとともに、地域の人々との交流や学校公開、また地域貢献等を積極的に行うことにより地域に根差した学校づくりに努める。
- ② 整備する学校の教育カリキュラムの特徴
  - 各教科等の教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」の指導を教育課程に位置付け、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた弾力的な教育課程を編成し、個別の指導計画に基づいた指導・支援を行う。
  - 小学部段階から、卒業後を見据え系統的なキャリア教育の充実を図り、地域や企業等と連携した学習活動及び地域の資源を活用した職場体験や産業現場等における実習等の体験学習を教育課程に位置付け、特別活動や生活単元学習、作業学習等において系統的に取り組む。
  - 中学部及び高等部においては、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する作業学習を教育課程に位置付け、社会の動向や地域の産業等を踏まえた作業種目を設定する。
  - 児童生徒の学習活動の充実を図るため、教育的ニーズに応じたグループ学習や習熟度別の指導などを積極的に推進する。

#### (5) 整備事業の概要

施設名称：(仮称)茨城県立神栖特別支援学校  
 建設予定地：茨城県神栖市須田4117 他12筆  
 敷地面積：上記のうちから20,000㎡程度  
 地域・地区：市街化調整区域

|                   |       |   |
|-------------------|-------|---|
| 整備スケジュール：<br>(予定) | 令和5年度 | 基本・実施設計（約13ヶ月間）                                 |
|                   | 令和6年度 |   |
|                   | 令和7年度 | 工事発注手続き   |
|                   | 令和8年度 | 校舎棟新築工事（着工・竣工）<br>体育館新築工事（着工・竣工）<br>外構工事（着工・竣工） |
|                   | 令和9年度 | 4月 全面開校   |

生徒数：約150名（小・中学部約100名、高等部約50名）

定員 小・中学部 1クラス6名×24クラス

高等部 1クラス8名×11クラス

職員数：約100名

#### (6) 新施設の基本的諸元

構造：1階部分について、校舎棟は鉄筋コンクリート造とし、それ以外の棟は、構造は問わないものとする。

また、2階部分は原則、木造とする。ただし、コストや耐火性能等の技術面、その他やむを得ない理由により当該構造によることが困難と判断される場合は、その他の構造による提案を認めるものとする。

※避難所としての利用も想定されることから、災害時の継続利用に支障のない構造とすること。

階数：地上2階建以下

延床面積：7,200㎡程度

工事費想定額：約34億2千万円（外構工事を含む）

※今後の物価上昇の継続や設計段階での工事内容の精査などを想定し、工事費は余裕をもって提案すること。ただし、現時点で予測できない条件変更等により工事費を見直す場合がある。

施設整備条件：以下に示す諸室を今回整備する計画である。

ただし、これらの項目は主要な所要室を列挙したものである。  
また、各室の想定面積は別紙のとおりである。

|   |
|---|
| a 普通・特別教室部門（約3,100㎡）<br>普通教室（35室（小学部14室、中学部10室、高等部11室））、<br>多目的室（3室（各学部1室））、教材室（3室（各学部1室））、<br>更衣室（6室（各学部2室））、図書室（1室）、<br>音楽室（1室）、美術室（1室）、調理室（1室）、PC室（2室）、<br>実習室（1室）、教育相談室（2室）、木工室（1室）、被服室（1室）、<br>プレイルーム（1室）、昇降口（小学部、中学部、高等部） |
| b 管理関係室部門（約1,200㎡）<br>校長室（1室）、事務室（1室）、応接室（1室）、職員室（1室）、<br>職員更衣室（女）（1室）、職員更衣室（男）（1室）、<br>保健室（2室）、医療的ケア室（1室）、<br>放送室（1室）、用務員室（1室）、保護者控室（1室）、<br>印刷室（1～2室）、相談室（2室）、会議室（2室）、<br>再調理室（1室）、倉庫（1～6室）                                   |
| c 共用部等（約2,100㎡）<br>廊下・階段、便所、電気室、機械室、エレベーター  |
| d 体育館（約800㎡） ※福祉避難所としての利用も想定  |

## （7）技術提案を求めるテーマ

### ① 配置・平面計画について

- 将来の定員増減などに適切に対応できるよう可変性の高い計画とすること。
- 運動会などの催事における隣接する神栖市若松運動場の利用や、今回整備する体育館の地域開放などを考慮した計画とすること。
- 生徒一人一人の多様な心身特性を踏まえて、安全で、使いやすく、落ち着いた学習空間をつくること。

### ② 意匠・構造計画について

- 海岸線に近接するなど本計画地の豊かな自然景観と調和のとれた外観とするとともに、塩害対策に配慮した計画とすること。
- 換気や通風、日射等を考慮し建物の省エネルギー化を図るとともに、茨城県産木材の積極的な活用など、温室効果ガスの排出削減を図ること。

### ③ 工期短縮及びコスト縮減について

- 令和9年4月の開校予定を踏まえ、無理のない工期により建設可能な工法等により計画すること。
- 近年の建設コストの上昇を念頭に、工事費が不足することの無いようコスト縮減を図ること。

## (8) 技術提案に当たっての留意事項（配置図等参照）

### （敷地条件）

- ① 別添の配置図に記載した計画可能範囲に収まるよう計画すること。
- ② メインアプローチは、運動場内通路を利用する。なお、当該通路については市道に認定する予定である。
- ③ 特別支援学校のスクールバスを利用するため、敷地内でバスの転回ができるように計画する。また、スクールバスの他に児童生徒の家族や放課後等デイサービスによる送迎が見込まれることを考慮すること。

### （施設の配置計画）

- ④ 各部門を分棟配置とすることは可能であるが、その場合、渡り廊下等により雨にぬれずに移動できる計画とすること。
- ⑤ 運動場用地として3, 600㎡程度を確保した計画とすること。
- ⑥ 外構整備として、バスターミナル及び駐車場、圍場を計画すること。
- ⑦ バスターミナルは、屋根を有するスクールバス5台分の乗降場を配置し、小中学部棟及び高等部棟の生徒昇降口にできるだけ近い位置に設けて、渡り廊下で接続すること。
- ⑧ 駐車場の台数は職員用（110台）、来客者用（15台）及び保護者等の送迎用（36台）を合わせて160台程度を計画すること。
- ⑨ 敷地内に、1, 000㎡程度の圍場を計画すること。

### （新施設の計画）

- ⑩ 新施設全体はユニバーサルデザインの考え方に基づいて設計され、物理的障害が単に少ないだけでなく、その使われ方にも配慮したアクセスし易い環境とすること。特に新校では肢体の不自由な児童生徒も多く想定されることから、学校生活における移動距離が負担にならないよう配慮した計画とすること。
- ⑪ 外部の音や視線を遮断し、気持ちを落ち着かせることのできるカームダウン・クールダウンスペースを計画すること。
- ⑫ トイレは障害者が利用することを考慮して計画すること。
- ⑬ 多様な活動に必要な多目的室は、将来の生徒数増に備えて、普通教室への転用の可能性を考慮すること。
- ⑭ 2階建てとする場合は、定員11人（ストレッチャー可）用のエレベーターを計画する。
- ⑮ 職員室、教室等には、空調設備（エアコンディショナー）の設置を予定しているが、体温調整が難しい児童生徒がいるため、施設の断熱性能や自然換気などに配慮して快適な教育環境を計画すること。
- ⑯ 新施設の床や窓などの一般的な清掃は、原則として生徒が安全に行えるように配慮し、メンテナンスが容易な施設計画とすること。

### （意匠・景観計画）

- ⑰ 建築素材として、茨城県産木材や石材などの効果的な活用を図ること。

## (9) 履行期間

令和6年1月中旬～令和7年1月下旬を予定

## (10) 業務実施上の条件

- ① 本業務の受注者については、建築設計事務所2者で構成される建築設計共同企業体（以下「JV」という。）とする。
- ② 配置を予定する管理技術者（※1）は、一級建築士であること。
- ③ 建築、構造、電気設備及び機械設備の各分野の主任担当技術者（※2）を置

くこと。

- ④ 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は、J V組織に所属していること。
- ⑤ 管理技術者及び各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- ⑥ 管理技術者が、各主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者が、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
- ⑦ 建築分野の主任担当技術者の携わっている設計業務(特定後未契約のものを含む。工事監理業務は除く。)は、4件未満であること。
- ⑧ 建築分野のうち積算に関する業務を除く業務を再委託しないこと。
- ⑨ 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが茨城県の建築関係コンサルタント業務等入札参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。

注※1 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術を総括する役割を担う者をいう。

#### (11) その他

- ① 本業務の契約については、プロポーザル方式による基本・実施設計委託業者が決定した後、茨城県建設コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）に基づき締結する。
- ② 本業務の前払い条件は、請求により3割以内を支払うことができる。（保証証書の添付を要する。）
- ③ 本業務量は、換算延べ技術者数で15,785人・時間程度を想定している。

## 2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部営繕課建築第一グループ 内田、春木

電話：029-301-4556

E-mail：eizen-a1@pref.ibaraki.lg.jp

## 3 プロポーザルの提出者に要求される資格（J V結成）要件

建築設計事務所2者により構成されるJ Vで、次の結成要件を満足すること。  
なお、J Vの結成が直ちにプロポーザル提出者決定につながるものではない。

- (1) 構成員の出資比率は、下限30%以上であり、代表構成員の出資比率は最大であること。
- (2) 全ての構成員に必要な資格は次のとおりである。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
  - ② 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。
  - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てが

なされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の再認定をした者を除く）。

- ④ 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であり、その事務所所在地が茨城県内であること。

（3）代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

- ① 本業務に配置を予定する管理技術者又は建築分野の主任担当技術者が、平成 15 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に次の設計業務を実施した実績（基本設計のみの場合を除く。）を有すること。

設計業務：延べ面積 3,600 m<sup>2</sup>以上の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の新築、増築又は改築（増築の場合は、当該増築面積が 3,600 m<sup>2</sup>以上のものに限る。）の設計業務

- ② 令和 5・6 年度茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に記載された一級建築士の数が 2 人以上であり、かつ、建築士事務所年間平均実績高が構成員中最大であること。

## 4 参加表明書の作成及び留意事項

（1）参加表明書の作成

参加表明書の様式は、様式 1～様式 4 とし、規格は A4 判とする。

併せて、茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定（土木部監理課担当）を受ける必要がある。（別紙「建築設計入札参加資格審査申請書作成について」参照）

（2）留意事項

- ① 設計業務の実績については、説明書で定める外に資料提出を求める場合がある。

- ② 参加表明書の提出を検討している者を対象に現地説明会を実施する。

実施日時：令和 5 年 10 月 17 日（火） 11 時 00 分から

受付場所：現地（神栖市若松運動場テニスコート脇の駐車場）

受付時間：10 時 50 分から 11 時 00 分まで

参加方法：当日現地にて受付

また、現地説明会の参加者を対象に、同日 13 時 30 分から鹿島特別支援学校の見学会を予定している。

（当日の資料については、茨城県土木部営繕課のホームページに現地説明会前日までに掲載するので、各自必要に応じて印刷等のうえ持参のこと。また、見学会については、各自上履きを持参のこと。なお、1JV あたりの見学会参加人数を制限する場合がある。）

## 5 参加表明書の提出方法及び提出日

- (1) 提出方法：様式1から様式4までを電子メールにより提出すること。  
ただし、建築設計入札参加資格審査申請書（建築関連業務共同企業体用）等のJV結成に係る資料については、別添「建築設計入札参加資格審査申請書作成について」に記載された部数を持参すること。
- (2) 提出先：2の担当部局に同じ
- (3) 提出日：令和5年10月23日（月）16時必着

## 6 説明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、原則として電子メールによるものとし、念のため電話で着信を確認するものとする。
- ① 受付先：2の担当部局に同じ
- ② 受付期間：令和5年10月11日（水）から令和5年10月12日（木）まで  
いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く）
- (2) 質問に対する回答は、質問受付の締切日から6日以内に茨城県土木部営繕課ホームページに掲載するほか、次により閲覧に供する。
- ① 閲覧場所：茨城県公共事業情報センター  
(茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階)
- ② 閲覧期間：回答の翌日からプロポーザル提出期限の前日（茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く）  
いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（正午から13時までを除く）

## 7 プロポーザル提出者の選定基準

- (1) プロポーザル提出者を選定するための基準

| 評価項目            | 評価の着眼点  |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
|-----------------|---|--|--|---------------------------------|--------|---|---|-----------------|----|----|----|----|
|                 |   | 判断基準   | 対象   |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 資格              | 専門分野の技術者資格  | 各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。  | 主任<br>担当<br>技術者 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>建築</td></tr> <tr><td>構造</td></tr> <tr><td>電気</td></tr> <tr><td>機械</td></tr> </table> | 建築                              | 構造     | 電気  | 機械  |                 |    |    |    |    |
| 建築              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 構造              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 電気              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 機械              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 技術力             | 平成15年4月1日から令和5年3月31日の間に完了した設計業務の実績（設計業務については、3（3）①参照）   | 以下の順で評価する。<br><table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>実績の有無</td> <td>① 特別支援学校の実績<br/>② 特別支援学校以外の学校の実績</td> </tr> <tr> <td>携わった立場</td> <td>           ■管理技術者の場合<br/>           ① 管理技術者又はこれに準ずる立場<br/>           ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場<br/>           ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場<br/>           ■主任担当技術者の場合<br/>           ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場<br/>           ② 担当技術者又はこれに準ずる立場         </td> </tr> </table> | 実績の有無  | ① 特別支援学校の実績<br>② 特別支援学校以外の学校の実績 | 携わった立場 | ■管理技術者の場合<br>① 管理技術者又はこれに準ずる立場<br>② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場<br>③ 担当技術者又はこれに準ずる立場<br>■主任担当技術者の場合<br>① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場<br>② 担当技術者又はこれに準ずる立場 | 管理技術者<br><table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>主任<br/>担当<br/>技術者</td></tr> <tr><td>建築</td></tr> <tr><td>構造</td></tr> <tr><td>電気</td></tr> <tr><td>機械</td></tr> </table> | 主任<br>担当<br>技術者 | 建築 | 構造 | 電気 | 機械 |
| 実績の有無           | ① 特別支援学校の実績<br>② 特別支援学校以外の学校の実績   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 携わった立場          | ■管理技術者の場合<br>① 管理技術者又はこれに準ずる立場<br>② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場<br>③ 担当技術者又はこれに準ずる立場<br>■主任担当技術者の場合<br>① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場<br>② 担当技術者又はこれに準ずる立場 |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 主任<br>担当<br>技術者 |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 建築              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 構造              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 電気              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |
| 機械              |   |  |  |                                 |        |   |   |                 |    |    |    |    |

※「特別支援学校」は、学校教育法第1条に規定する特別支援学校（平成19年の学校教育

法改正施行前の盲学校、聾学校及び養護学校を含む。)とする。

#### 資格評価表

| 業務分野  | 評価する資格（番号順に評価する）                          |
|-------|---|
| 建築、構造 | ① 1級建築士 ② 2級建築士 ③ その他                     |
| 電気    | ① 建築設備士、技術士、1級建築士 ② 1級電気工事施工管理技士<br>③ その他 |
| 機械    | ① 建築設備士、技術士、1級建築士 ② 1級管工事施工管理技士<br>③ その他  |

※「技術士」の資格は当該分野における技術士とする。

※「その他」とは、当該分野における技術者資格とする。

#### (2) 技術提案書の提出者の選定通知

プロポーザルの提出者として選定した者には、プロポーザル提出要請書をもって通知する。

### 8 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、プロポーザルの提出者として選定されなかった者に対しては、書面(非選定通知)により、通知する。

(2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により茨城県土木部営繕課長に対して非選定理由の説明を求めることができる。書面は持参又は簡易書留郵便による郵送すること。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明請求の受付先及び受付期間は次のとおりとする。

① 受付先：2の担当部局に同じ

② 受付期間：通知をした日の翌日から起算して7日間（休日を除く）

いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く）

### 9 プロポーザル提出に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、原則として電子メールによるものとし、念のため電話で着信を確認するものとする。

① 受付先：2の担当部局に同じ

② 受付期間：令和5年11月6日（月）から令和5年11月7日（火）まで

いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く）

(2) 質問に対する回答は、質問受付の締切日から6日以内にプロポーザル提出期限の前日まで、茨城県土木部営繕課のホームページに掲載するほか、次により覧に供する。

(URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/eizen/index.html>)

① 閲覧場所：茨城県公共事業情報センター

(茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階)

② 閲覧期間：回答の翌日からプロポーザル提出期限の前日（休日を除く）

いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（正午か

ら13時までを除く)

(3) 上記(2)の回答は、5の参加表明書の提出があった者からの質問に対して行う。

## 10 プロポーザル提出書等の作成及び記載上の留意事項

### (1) プロポーザル提出書等の作成

- ① プロポーザルの様式は、様式5及び様式6とする。
- ② 様式5(プロポーザル提出書)のサイズは、A4判とする。
- ③ 様式6(技術提案書)の作成サイズは、A2判・横とし、1枚にまとめること。(A2以外のサイズ、複数枚の提出は認めない。裏面の使用は不可とする。)

### (2) 様式6(技術提案書)の記載上の留意事項

- ① 業務実施方針は、業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について記入すること。
- ② 特定テーマに対する技術提案は、1(7)に記載された各テーマについて記入すること。
- ③ 本票には、提案者が特定できる情報(提案者名、事務所名、協力者名、作品名、記号等)を記載してはならない。なお、具体的な設計図面(平面図等)、模型、透視図(パース)による表現は任意とする。
- ④ 文字サイズは、10ポイント以上とすること。(ただし、図中等の表現はこの限りでない。)

## 11 プロポーザルの提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法：以下の部数を持参すること。

- ・様式5：A4判2部
- ・様式6：A2判原本8部、A1拡大複製判1部、A3縮小複製判2部

(2) 提出先：2の担当部局に同じ

(3) 提出期限：令和5年11月28日(火)まで(休日を除く)

(4) 受付時間：9時から16時まで(正午から13時までを除く)

## 1 2 プロポーザル特別審査委員会の実施

### (1) 第1次（一次評価）プロポーザル特別審査委員会

参加表明書及びプロポーザル提出書類の評価を行い、5者程度を二次評価への参加資格者（以下、代表企業選出者という。）として選定する。

実施日：令和5年12月8日（金）予定

### (2) 代表企業選出者の選定通知

代表企業選出者として選定した者には、ヒアリング参加要請書をもって通知する。

### (3) 最終（二次評価）プロポーザル特別審査委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）

上記（1）にて選定された者についてヒアリングを実施し、最優秀案及び優秀案（次点案）の特定を行う。

実施日：令和5年12月15日（金）予定

※動画、模型を使用する説明は不可とする。

※その他、ヒアリングの実施場所、時間、方法等の詳細については、後日、代表企業選出者へ通知する。

### (4) プロポーザル提出者に関する評価項目、判断基準

| 評価項目  | 評価の着眼点        |   |
|---|---------------|---|
|   |               | 判断基準  |
| 業務実施方針及び手法<br>(評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。) | 業務の理解度及び取組意欲  | 業務内容、業務背景、手続の理解が高く、積極性が見られる場合に優位に評価する。  |
|   | 業務の実施方針       | 業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について（ただし、特定テーマに対する内容を除く）的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。                                     |
|   | 特定テーマに対する技術提案 | 各テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。 |

### (5) プロポーザル特別審査委員会委員（順不同）

熊澤 貴之（茨城大学大学院理工学研究科教授）

吉田 友紀子（茨城大学大学院理工学研究科助教）

椎木 久夫（茨城キリスト教大学文学部児童教育学科教授）

石上 智子（茨城県立鹿島特別支援学校校長）

木村 忠夫（茨城県土木部営繕課長）

### 1 3 採用結果の通知等

- (1) 特定された者に対しては、特定された旨を書面（採用通知書）により、特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面（不採用通知書）により通知する。
- (2) 結果通知後、ヒアリング要請者の技術提案についての審査講評を、茨城県土木部営繕課のホームページに掲載する。  
(URL：<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/doboku/eizen/index.html>)
- (3) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により営繕課長に対して不採用の理由について説明を求めることができる。
- (4) 営繕課長は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して原則として5日以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

### 1 4 失格条項

参加表明者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この説明書に定める手続以外の方法により、審査委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) 複数の提案をした場合
- (3) 他の参加表明者の協力者（協力事務所）であった場合  
なお、協力者（協力事務所）は複数の参加表明者への協力を可とする。
- (4) ヒアリング時に提案チームの担当者以外の者が出席した場合
- (5) 評価委員と不正な接触をした場合
- (6) 著しく信義に反する行為をした場合
- (7) 本業務に係る契約締結までの間に指名停止措置を受けた場合その他参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (8) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 提出書類が本実施要領に示された条件に適合しない場合
- (10) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合又は虚偽の記載がある場合
- (11) 提出書類が匿名性を損なう記載がある場合（提案者の会社名、個人名等が特定できる記号等は一切記入してはならない。）
- (12) 提出書類が第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (13) その他この説明書に定める手続、方法等を遵守しない場合

(14) 前各号に掲げるもののほか、特別審査委員会が不適合と認めた場合

## 15 その他の留意事項

(1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）によるものとする。

(2) 提出期限までに参加表明書等を提出しない者及びプロポーザル提出要請書の通知を受けなかった者は、このプロポーザルに参加できないものとする。

(3) プロポーザルの作成・提出及び現地調査・個別ヒアリング等に関する費用は、提出者の負担とする。ただし、県はヒアリングを実施したJVに対し、プロポーザル参加報償費を予算の範囲内で支払う。

(4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

(5) 本業務に直接関連する他の業務の委託契約は、本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定である。（予定されている業務：本設計業務に係る工事の工事監理業務）ただし、業務の見直し等があった時は、随意契約をしない場合がある。

(6) 提出された書類は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、特定以外に提出者に無断で使用しない。

(7) 最優秀案については、原則として公表とする。

(8) プロポーザルに記載した予定技術者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。

(9) 本業務を受注した建設コンサルタントと資本又は人事面において関連があると認められた建設業者は本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、資本又は人事面で関連があるものとは次に該当するものである。

① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、その出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

② 建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者